

奨励賞細則

(総則)

1. 本賞は名称を「化学生物総合管理学会奨励賞(年)」とし、授賞については、この細則の定めるところによる。

(目的)

2. 本賞は、化学物質や生物などの総合管理の発展に資する活動を奨励するとともに、それらに係る教育の発展に資する活動を奨励することを目的とする。

(対象)

3. 本賞は、前項の目的に貢献した団体又は個人を対象とする。

(賞)

4. 本賞は、賞状を受賞者に贈呈する。
なお、理事会が特に認めた場合には副賞を贈呈することができる。

(受賞者の選考)

5. 本賞の受賞者の選考は、企画運営委員会が行い受賞候補者を理事長に報告する。
6. 受賞者の選考に当たって企画運営委員会は、理事会の議を経て第三者による調査や推薦を活用することができる。

(受賞者の決定)

7. 受賞者の決定は、理事会が行うものとする。
8. 理事会の議に先立って、理事長は受賞候補者に対して受賞を受諾する旨の意向の確認を行う。

(受賞者の表彰)

9. 受賞者の表彰は、毎年通常総会において発表し、学術総会における伝達式で行う。

(賞の名称)

10. 本賞の日本語名は「化学生物総合管理学会奨励賞(年)」、英語名は「Award for Encouragement : ChemoBio Integrated Management Society (年)」とする。
なお、賞の名称に、受賞理由に応じた名称を付加することができる。

2010年5月20日制定